

【基本点数】

Table with columns: 保護者の状況等, 点数, 父, 母. Rows include: 居宅外労働 (就労日数, 就労時間), 外勤, 就労予定(内定), 就労期間, 求職中, 出産, 入院, 疾病 (通院, 障害), 看護・介護・付添 (居宅外, 居宅内).

【優先項目】

Table with columns: 優先順位, 同じ点数となった場合、以下の項目により優先度を判断す. Rows 1-9 detailing priority criteria for childcare facility enrollment.

Table with columns: 状況別優先順位表, 要保護, 育成支援, 不存在, 災害復旧, 病気・障がい, 出産, 看護介護, 就労中, 育児休業中, 学生, 稼働予定, 求職中, 在園者.

※異なる家庭状況で同点の場合は、「状況別優先順位表」の順により選考する。なお、状況別優先順位が同位の場合は、前年度市民税所得割額(住宅借入金等特別控除前の税額)の低い世帯から選考する。 ※要保護児童については入所について考慮する。

※入所選考にあたっては、上記計算方法で算出された順位が同順位の場合は、その保育に欠ける要件を総合的に判断し、優先順位を決定する。 ※同じ家庭状況で同点数の場合

Table with columns: 保護者の状況等, 点数, 父, 母. Rows include: 自営・農業等中心者, 自営・農業等協力者(専従・有給), 自営・農業等協力者(その他・無給等), 居宅外労働(店舗等あり), 内職, 震災・風水害, 火災その他の災害の復興にあたる場合, 配偶者の死亡, 行方不明, 離婚, 未婚等のため不在, その他 (高等学校・大学等への通学等・技能習得のための就学).

【調整点】

Table with columns: 調整点表, 点数, チェック. Rows include: 母子または父子の世帯 (60歳未満の祖父母等と同居している場合を除く), 母子または父子の世帯 (60歳未満の祖父母等と同居している), 準母子または準父子の世帯, 前記以外の世帯で生活保護世帯, 上記以外の世帯で離婚調停または単身赴任により配偶者と別居中の世帯 (60歳未満の祖父母等と同居している場合を除く), 父又は母が産後休暇又は育児休業明けの場合 (復職後3か月以内に限る。また、育児休業明けについては就労期間が1年以上継続した場合のみ。), 保護者が保育士及び保育教諭として市内の保育園等に就労予定、又は現に就労する世帯, 保護者が保育士及び保育教諭として市外の保育園等に就労予定、又は現に就労する世帯, 保護者が幼稚園教諭として幼稚園に就労予定、又は現に就労する世帯, 保護者が市内の放課後児童クラブに就労予定、又は現に就労する世帯, 60歳未満の就労していない健康な祖父母がいる世帯, 父母のどちらかが求職中である場合を除き、待機している期間が3か月を経過している(3か月毎に加算), 勤務先の破産等による離職又は整理解雇、その他の自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中(ただし、離職日の属する月の翌月から3か月間)に限る, 常態として保育所開設時間中の労働が9時間に満たない場合, 希望保育所に兄弟姉妹が在園している場合, 申込児童のほかに、就学前児童がいる場合 (児童1人につき1点), 障がい児(入所申込児童が、集団保育可能とされた障がい児である場合), すでに就労等を開始し、月ぎめで認可外託児所等を利用している(受託証明書を提出している), 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童, 市外在住者(市内転入予定の場合を除く), その他虐待の危険性等(状態により1~5点).

調整点合計(B) 0

【基本点数】

保護者の状況等		点数	父	母			
居宅外労働 外勤 ※就労証明書及び添付書類参照	就労日数	月24日以上(週6日以上)	10				
		月22日以上	9.5				
		月20日以上(週5日以上)	9				
		月18日以上	8				
		月15日以上(週4日以上)	7				
		月12日以上(週3日以上)	6				
	就労時間 (休憩時間を含む)	1日8時間以上の労働	10				
		1日7時間以上の労働	9				
		1日6時間以上の労働	8				
		1日5時間以上の労働	7				
		1日4時間以上の労働	6				
	上記以外の労働	5					
	雇用主が保護者の三親等以内の親族の場合	△ 1					
	就労予定(内定)	内定の場合は該当の就労点数から減点	△ 1				
	就労期間	就労して3か月以内は該当の就労点数から減点	△ 1				
求職中		4					
出産	おおむね産前8週、産後8週 ※切迫流産等は「疾病等(入院)」として取り扱う	17					
疾病	入院	入院に相当する治療や安静を要し、自宅療養で常時病臥している場合	22				
		入院に相当する治療や安静を要し、自宅療養で常時病臥している場合	20				
		自宅療養で安静を要する等、保育が日常的に困難と認められる場合	19				
		安静の必要はないが月10日以上通院加療を要する場合	17				
	上記以外の場合で保育が困難と認められるとき	16					
	障害	保育が日常的に困難と認められる場合(身体障害者手帳1級・2級・精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳A)	20				
		保育が生活上、一部困難と認められる場合(身体障害者手帳3級～4級、精神障害者保健福祉手帳2級・3級又は療育手帳B)	16				
		保育が生活上、一部困難と認められる場合(身体障害者手帳5級～6級)	12				
	看護 介護 付添	居宅外	週5日以上	週40時間以上の看護・介護・付添	20		
			週5日以上	週35時間以上の看護・介護・付添	19		
週4日以上			週30時間以上の看護・介護・付添	18			
			週25時間以上の看護・介護・付添	17			
週3日以上			週20時間以上の看護・介護・付添	16			
			週15時間以上の看護・介護・付添	15			
上記以外の看護・介護・付添		12					
居宅内		心身の傷病及び障害により常時介護が必要と認められる場合	14				
		上記以外の場合で保育が困難と認められるとき	10				

【優先項目】

優先順位	同じ点数となった場合、以下の項目により優先度を判断す
1	市内在住者(転入予定者を含む)
2	保護者又は児童の兄弟姉妹が障害手帳、療育手帳、精神障害者手帳等の交付を受けているか、それに類する状況にある
3	一時保育や認可外託児所等を利用して、すでに就労等を開始している
4	申込児童の兄弟姉妹(在園児・卒園児含)の保育料が6か月分以上滞納していない
5	65歳未満の健康な祖父母と同居していない
6	市内に65歳未満の就労していない健康な祖父母がいない
7	市内に65歳未満の祖父母がいない
8	兄弟姉妹がすでに選考対象保育所に入所している
9	空き待ちをしている(年度内の就労による空き待ち期間が長い方を優先) ※内定保育所を辞退した・退職した等の場合は、空き待ち期間がいったん0になる

状況別優先順位表	
要保護	1
育成支援児	2
不存在	3
災害復旧	4
病氣・障がい	5
出産	6
看護介護	7
就労中	8
育児休業中	9
学生	10
稼働予定	11
求職中	12
在園者	13

※異なる家庭状況で同点の場合は、「状況別優先順位表」の順により選考する。なお、状況別優先順位が同位の場合は、前年度市民税所得割額(住宅借入金等特別控除前の税額)の低い世帯から選考する。
※要保護児童については入所について考慮する。

※入所選考にあたって、上記計算方法で優先順位が決定し難い場合は、その保育に欠ける要件を総合的に判断し、優先順位を決定する。
※同じ家庭状況で同点数の場合

保護者の状況等		点数	父	母		
(祖父母等の居宅内 自営)	自営・農業等 中心者	就労日数	週6日以上	9.5		
			週5日以上	8.5		
			週4日以上(月15日以上)	6.5		
		就労時間 (休憩時間を含む)	1日10時間以上の労働	9.5		
			1日8時間以上の労働	8.5		
			1日6時間以上の労働	7.5		
	自営・農業等 協力者 (専従・有給)	就労日数	週6日以上	8		
			週5日以上	7		
			週4日以上(月15日以上)	5		
		就労時間 (休憩時間を含む)	1日10時間以上の労働	8		
			1日8時間以上の労働	7		
			1日6時間以上の労働	6		
	(専従・有給)かつ事業中心者が同居親族		5			
	自営・農業等協力者(その他・無給等)		9			
	居宅外労働(店舗等あり)		1			
内職	月20日以上	1日7時間以上	15			
	月15日以上	1日4時間以上	13			
	月12日以上	1日4時間以上	8			
震災、風水害、火災その他の災害の復興にあつている場合		20				
配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等のため不在		20				
その他	高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	週5日以上週40時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	18			
		週4日以上週35時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	17			
		週3日以上週20時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	15			
		上記以外の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	14			
		0	0			
基準点合計(A)		0				

【調整点】

調整点表		点数	チェック
世帯	母子または父子の世帯(60歳未満の祖父母等と同居している場合を除く)	3	
	母子または父子の世帯(60歳未満の祖父母等と同居している)	2	
	準母子または準父子の世帯	1	
	前記以外の世帯で生活保護世帯	1	
	上記以外の世帯で離婚調停または単身赴任により配偶者と別居中の世帯(60歳未満の祖父母等と同居している場合を除く)	2	
	父又は母が産後休暇又は育児休業明けの場合(復職後3か月以内に限る。また、育児休業明けについては就労期間が1年以上継続した場合のみ。)	1	
	保護者が保育士、幼稚園教諭及び保育教諭として市内の保育園等に就労予定、又は現に就労する世帯	3	
	保護者が保育士、幼稚園教諭及び保育教諭として市外の保育園等に就労予定、又は現に就労する世帯	2	
	保護者が市内の放課後児童クラブに就労予定、又は現に就労する世帯	3	
	市長が発達支援が必要と認めた場合	2	
保護者	勤務先の破産等による離職又は整理解雇、その他の自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職中(ただし、離職日の属する月の翌月から3か月間に限る)	2	
	常態として保育所開設時間中の労働が3時間に満たない場合	△ 2	
児童	希望保育所に兄弟姉妹が在園している場合	1	
	申込児童のほかに、就学前児童がいる場合(児童1人につき1点)	1	
	障がい児(入所申込児童が、集団保育可能とされた障がい児である場合)	3	
	すでに就労等を開始し、月ぎめで認可外託児所等を利用している(受託証明書を提出している)	1	
	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	1	
	市外在住者の場合(市内転入予定の場合を除く)	△ 4	
その他虐待の危険性等(状態により1～5点)		1～5	
調整点合計(B)		0	